

議第21号

高山市立学校の設置等に関する条例及び高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市立学校の設置等に関する条例及び高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

岩滝小学校を東小学校に統合するため改正しようとする。

高山市立学校の設置等に関する条例及び高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例

(高山市立学校の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 高山市立学校の設置等に関する条例（昭和39年高山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																		
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市立東小学校の項～高山市立新宮小学校の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市立三枝小学校</td> <td>高山市中切町715番地</td> </tr> <tr> <td>高山市立岩滝小学校</td> <td>高山市滝町220番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立花里小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 (略)</p>	名称	位置	高山市立東小学校の項～高山市立新宮小学校の項 (略)		高山市立三枝小学校	高山市中切町715番地	高山市立岩滝小学校	高山市滝町220番地	高山市立花里小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)		<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市立東小学校の項～高山市立新宮小学校の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市立三枝小学校</td> <td>高山市中切町715番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立花里小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 (略)</p>	名称	位置	高山市立東小学校の項～高山市立新宮小学校の項 (略)		高山市立三枝小学校	高山市中切町715番地	高山市立花里小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)	
名称	位置																		
高山市立東小学校の項～高山市立新宮小学校の項 (略)																			
高山市立三枝小学校	高山市中切町715番地																		
高山市立岩滝小学校	高山市滝町220番地																		
高山市立花里小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)																			
名称	位置																		
高山市立東小学校の項～高山市立新宮小学校の項 (略)																			
高山市立三枝小学校	高山市中切町715番地																		
高山市立花里小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)																			

(高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部改正)

第2条 高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例（昭和53年高山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市東小学校区放課後児童クラブの項～高山市新宮小学校区放課後児童クラブの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市三枝小学校区放課後児童クラブ</td> <td>高山市中切町715番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市東小学校区放課後児童クラブの項～高山市新宮小学校区放課後児童クラブの項 (略)		高山市三枝小学校区放課後児童クラブ	高山市中切町715番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市東小学校区放課後児童クラブの項～高山市新宮小学校区放課後児童クラブの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市三枝小学校区放課後児童クラブ</td> <td>高山市中切町715番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市東小学校区放課後児童クラブの項～高山市新宮小学校区放課後児童クラブの項 (略)		高山市三枝小学校区放課後児童クラブ	高山市中切町715番地
名称	位置												
高山市東小学校区放課後児童クラブの項～高山市新宮小学校区放課後児童クラブの項 (略)													
高山市三枝小学校区放課後児童クラブ	高山市中切町715番地												
名称	位置												
高山市東小学校区放課後児童クラブの項～高山市新宮小学校区放課後児童クラブの項 (略)													
高山市三枝小学校区放課後児童クラブ	高山市中切町715番地												

高山市岩滝小学校区 放課後児童クラブ	高山市滝町 2 2 0 番 地		
高山市花里小学校区放課後児童クラブの項 ～高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの 項 (略)		高山市花里小学校区放課後児童クラブの項 ～高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの 項 (略)	
2 (略)		2 (略)	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。